

容 積 率 特 例 の 適 用 チ ェ ッ ク 表

年 月 日

■ 既存病院と計画病院の病床数等の比較

	既 存 病 院			計 画 病 院		
	一般病床	療養病床	合 計	一般病床	療養病床	合 計
病 床 数	床	床	床	床	床	床
患者一人当たりの病室面積	m ²	m ²	—	m ²	m ²	—

■ 容積率特例の対象となる部分

(ア) 多数の者が利用する部分に設置される特定施設 (3 (1) イに該当するもの)

a	廊下等	
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ・内法幅180cmを超える廊下の部分 (50m以内ごとに車いすのすれ違いに支障がない場所を設ける場合は、140cm) </div>	m ²
b	階 段	
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ・内法幅150cmを超える階段の部分 (主として特定の者が利用するものは、140cm) </div>	m ²
c	傾斜路	
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ・内法幅150cmを超える廊下の部分 (階段に併設するものは、120cm) </div>	m ²
d	昇降機	
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ・かご1当たり2.16m²を超える部分 </div>	m ²
e	便 所	
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ・車いす使用者便房1当たり1m²を超える部分 </div>	m ²
f	駐車場 (延べ面積に算入しない部分は除く。)	
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ・車いす使用者のうち駐車ますの幅350cmを超える部分 </div>	m ²
g	その他	
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ・高齢者等が円滑に利用できるように配慮したことにより床面積が増加したことが明らかな特定施設の部分 (機能訓練室、食堂) </div>	m ²
合 計 ① (a + b + c + d + e + f + g)		m ²

(イ) 多数の者が利用する部分以外の部分に設けられる特定施設等（住戸以外の部分）

(3 (1) イに該当するもの)

a 廊下等		
・内法幅90cmを超える部分		m ²
b 階段		
・内法幅90cmを超える部分		m ²
c 便所（平成13年告示第281号第2第2項第4号イからハの基準に適合するもの）		
・便所1当たり2.5m ² を超える部分		m ²
d その他		
・高齢者等が円滑に利用できるよう配慮したことにより床面積が増加したことが明らかな特定施設の部分		m ²
・患者1人当たりの病室の床面積が4.3m ² を超える部分		m ²
合計② (a + b + c + d)		m ²

容積率特例の対象となる部分 ③=①+②	m ²
---------------------	----------------

■ バリアフリー新法24条中「著しく大きい」の判断は、下記の条件を満足するものとする。

(1) 建築物特定施設の床面積の算定表および計画建築物の延べ面積

廊下等	m ²	階段	m ²
傾斜路	m ²	昇降機	m ²
便所	m ²	病室	m ²
駐車場	m ²	その他	m ²
		合計	④ m ²
		計画建築物の延べ面積	⑤ m ²

※ 駐車場の面積のうち延べ面積に算入しない部分は除く。

(ウ) 「著しく大きい」の判定表

ア	③/⑤×100	%	≥ 3%	適 ・ 否
イ	③/④×100	%	≥ 10%	適 ・ 否